# 令和7年度 奈良県行政·生活情報多言語化支援補助金 募集案内

奈良県では、県内在留の外国人が暮らしやすいまちづくりを進めるため、行政・生活情報(※)の多言語化に取り組む県内の市町村に対し、その多言語化に必要な経費について、補助金を交付します。

令和7年度については、本補助金募集案内及び「奈良県行政・生活情報多言語化 支援補助金交付要綱」(令和7年6月10日施行)に基づき、募集を行います。

※行政・生活情報・・・行政からの生活や暮らしに関する情報

#### ☆補助対象者

県内市町村または県内の広域連携に取り組む複数の市町村

# ☆申請締切 令和7年 8月29日(金)(必着)

※ただし、予算額に達した場合は、期間内であっても受付を終了いたします のであらかじめご了承ください。

# ☆問合せ先

連絡先 奈良県総務部知事公室国際課多文化共生係 〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地

TEL: 0742-27-8477 (直通)

FAX: 0742-22-1260

ホームページ:https://www.pref.nara.jp/69266.htm

# 補助内容

### ○補助対象者

- ・県内の市町村
- ・県内の広域連携(※)に取り組む複数の市町村
- ※「広域連携」とは以下①~③のいずれかに該当するものをいいます。
  - ①地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第12章第3節に規定する普通地方公共団体相互間の協力(職員の派遣を除く。)
  - ②第3編第3章に規定する地方公共団体の組合による連携
  - ③複数の市町村が任意に行う連携

### 〇補助対象事業

市町村が発信する行政・生活情報の多言語化に関する事業が対象です。

本事業において多言語化を行う言語については、日本語を含めた以下の5言語 以上の外国語表記としてください。

- ・ベトナム語
- ·中国語
- ・英語
- ・その他の言語(各市町村の在留外国人の国籍・地域を考慮したものとする)
- ※ただし、次のいずれかに該当するものは、補助対象事業となりません。
  - ・当該事業に対し、県から他の補助金等の交付を受けているもの
  - ・翻訳作業を伴わず、単に行政・生活情報を発信する媒体の修正を行うもの
  - ・情報の簡素化、簡略化など、外国人に理解してもらうための工夫を行わずに、本補助金を活用し、単に翻訳のみ行おうとするもの(※すでに外国人に理解してもらうための工夫を行っている場合は補助の対象となる場合があります。)

## ○補助対象経費

- ·需用費(印刷製本費)
- ·役務費(翻訳料)
- ・委託料(デザイン料等)
- ・その他必要な経費

#### ※補助対象外経費の例

- ・既に多言語化された既存の媒体を増刷するための印刷製本費
- ・行政・生活情報を周知するための郵送費
- ・その他事務用品等の購入にかかる消耗品費
- ·行政·生活情報の翻訳を伴わないホームページ等のデザイン変更等に係る委託料

#### ○補助金の額

- (I)補助率
  - ・市町村の場合

上記の補助対象経費から当該補助対象事業の実施に伴う収入(他の補助金等を含む。)を控除した額の1/3以内で知事が定める額。

- ※千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額
- ・広域連携に取り組む複数の市町村の場合

上記の補助対象経費から当該補助対象事業の実施に伴う収入(他の補助金等を含む。)を控除した額の1/2以内で知事が定める額。

※千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額

#### (2)補助限度額

1申請者あたり50万円

# ○実施期間

補助事業の実施期間は、原則、補助金の交付決定を受けた日から令和8年3月31日までとします。

# 申請

#### ○申請書類

本事業の申請にあたっては、次の書類を提出してください(申請様式は奈良県国際課のホームページからダウンロードできます。)。提出後の差し替えはできませんので、再度のチェックをお願いします。

- (1)補助金交付申請書(第1号様式)
- (2)事業計画書(第2号様式)
- (3) 収支予算書(第3号様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類

### ○申請書類の提出期限

令和7年8月29日(金)必着(持参の場合は、当日17時まで)

※ただし、予算額に達した場合は、期間内であっても受付を終了いたしますのであらかじめご了承ください。

# ○提出先

奈良県総務部知事公室 国際課 多文化共生係

〒630-850 | 奈良市登大路町30

電話:0742-27-8477

※提出は、持参若しくは電子メールに限ります(郵送、ファックスでの申請はできません)。

# 審査

申請のあった事業について審査を行い、採択事業を決定します。

### ○審査(書面審査)

奈良県総務部知事公室国際課において、申請書類の書面審査を行います。主に「事業計画書(第2号様式)」に記載された内容について、「奈良県行政・生活情報多言語化支援補助金交付要綱」に従って、以下の項目について審査します。

- ・合目的性について
- ・多言語化する言語について
- ・外国人が理解しやすい工夫について
- ・活用方法について

# 補助金の交付決定及び変更承認申請

#### ○補助金の採択及び補助金の交付決定

補助事業として採択された場合には、県より通知を行います。なお、採択及び交付に あたっては条件を付けることがあります。

### ○変更承認申請

事業計画について、変更しようとする場合は、次の書類を提出し、承認を受ける必要があります。適切な時期に書類の提出がない場合は、補助対象経費として認めることができないため、必要であれば速やかにご提出ください。

なお、変更の理由や内容によっては承認されない場合もありますので、ご留意願います。

- (1)変更承認申請書(第4号様式)
- (2)事業計画書(第2号様式)
- (3) 収支予算書(第3号様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類
- ※ただし、以下の軽微な変更の場合は、提出不要です。
- ・補助対象経費の20パーセント以下の増減があった場合 (補助金の額の増額を伴わないものに限る。)
- ・収支予算書(第3号様式)の費目ごとに配分された経費のうち補助対象経費の20% 以下の増減があった場合

また、確認のため必要な場合は、事業の進捗について、書類の提出を求めさせていた だく場合があります。

# 事業実績報告等

## ○事業実績報告

補助事業が終了したときは、事業完了日から20日以内又は令和8年3月31日(火)のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。この際、領収書等の支出証拠書類についても提出していただきますので、会計経理についても適正に行ってください。

- (1) 事業実績報告書(第5号様式)
- (2) 事業実績概要(第6号様式)
- (3) 収支報告書(第7号様式)
- (4) 領収書等支出の根拠となる書類(契約書、支出命令書等の写し)
- (5) その他知事が必要と認める書類

#### ○補助金の交付

事業実績報告書が適正と認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定を受けた申請者に通知します。通知を受けた申請者は、「補助金交付請求書」 (第8号様式)」を提出してください。適正な請求書を受理した後、補助金を交付します。

### ○事業スケジュール(予定)

事項	日程
審査及び交付決定	随時行います。
	※申請受付より1ヶ月程度かかる見込みです。
申請締切	令和7年8月29日(金)
変更承認申請	変更が生じることがわかったとき、速やかに
(変更がある場合のみ)	
補助事業の完了	令和8年3月31日(火)まで
事業実績報告	事業完了日から20日以内又は令和8年3月
	31日(火)のいずれか早い日まで
補助金の額の確定、交付	事業実績報告の審査後、速やかに

# その他

# ○ 募集案内、申請様式の配布等

奈良県国際課のホームページよりダウンロードしてください。

# ○ 申請書類の記載方法

- ・所定の様式に、簡潔明瞭に記載してください。
- ・書類は原則として、パソコンで作成してください。
- ・用紙のサイズはA4で統一し、様式の記載欄は必要に応じて枠を調整してください。 ただし、参考資料で既存のパンフレット等を添付する場合は、そのままの大きさで結 構です。

# 〇 申請に係る費用負担

申請に係る費用および事業実施後の報告に係る費用は、全て申請者の負担となります。